

I 市内米軍施設の沿革と取組

1 市内米軍施設の沿革と本市の取組

(1) 戦後の接收

第二次世界大戦後に進駐した連合国軍は、横浜市の中心部や港湾施設などを広範囲に接收しました。接收は、戦災を免れわずかに残った市街地の民間事務所や劇場、百貨店から、官公庁や学校、公園等の公共施設にまで及び、市の都市機能はほとんど麻痺するに至りました。また、中心部以外でも旧軍の施設等が大規模に接收されました。

このため、戦前の横浜経済を支えていた商社、金融機関や企業の本店は、東京その他の地域への移転を余儀なくされ、大さん橋をはじめとする港湾施設の接收とあわせて、本市は復興の原動力ともなるべき経済基盤を失うこととなりました。

昭和 26 年に平和条約（講和条約）及び旧日米安全保障条約が締結されましたが、翌昭和 27 年には日米両国間の行政協定に基づき、市内接收区域があらためて米軍に提供されることとなりました。

一方、接收解除に関しては、本市では昭和 25 年に制定された「横浜国際港都建設法」に基づく都市計画を契機に、接收解除運動を展開する機運が高まりました。昭和 26 年 8 月には、神奈川県及び横浜商工会議所とともに横浜市復興建設会議を設立し、接收解除に向けた運動を本格的に開始しました。

こうした背景の中で、日米両政府は、市街地中心部の施設を都市周辺部の施設に集約するリロケーション計画を合意、横浜市内でも山下公園住宅地区など約 80 の施設が返還されることとなりました。

昭和 36 年 3 月には市会に接收解除促進実行委員会が組織され、また昭和 38 年 7 月には、接收解除を所管する渉外部（現・基地対策課）が設置されました。

昭和 30 年代後半からは、高度経済成長にともなう人口増から米軍施設の返還・移転が一層切実になりました。昭和 43 年 12 月の第 9 回日米安全保障協議委員会で全国約 50 の米軍施設についての返還が合意され、本市では根岸競馬場地区（昭和 44 年）、横浜ランドリーや山手住宅地区（昭和 47 年）などの米軍施設の返還が実現しました。

しかし、昭和 51 年 6 月の国有財産中央審議会答申において、10 ヘクタール程度以上の返還財産の利用区分に関する統一的な処理基準と、返還国有財産の処分は原則として有償とするとの考え方が示され、昭和 54 年 12 月に全返還財産共通の処分条件が決定されました。この条件は自治体に、新たな財政上の負担を強いることとなりました。

このような厳しい状況にもかかわらず、全市を挙げての粘り強い取組によって、昭和 57 年 3 月には市の中心部にあった横浜海浜住宅地区、新山下住宅地区の全部及び根岸住宅地区の一部、合計約 82 ヘクタールが返還されました。さらに、平成に入ると、横浜冷蔵倉庫（平成 6 年）、神奈川ミルク・プラント（平成 12 年）の返還が実現しました。

(2) 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等

ア 平成 16 年の日米合意

平成 15 年 2 月から、神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する日米間の協議

が、日米合同委員会の下におかれている施設調整部会において開始されました。

この日米協議においては、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域において住宅等の建設がなされれば、根岸住宅地区、富岡倉庫地区、深谷通信所、上瀬谷通信施設（一部）については、施設・区域の返還について考慮することが可能となるとされました。また、特に住宅建設問題について関係自治体と調整することとしており、国から本市に対して意見照会がありました。

これを受け、本市は二度にわたり文書照会を行い、市長は自ら防衛施設庁長官や防衛庁長官と会談し、建設と返還を一括とされることによる地元、横浜市民の苦悩を伝え、住宅等の建設と切り離して施設返還を行うべきであるという、市の考えを強く主張しました。

しかし国は、「住宅等の建設と施設の返還は一連の案件であり、一括して処理すべきものである」との姿勢を崩さず、住宅等の建設への固い意志を改めて示しました。

この問題に関し、市会においては、本会議のほか様々な場で議論があり、幅広い意見をいただきました。また住宅等の建設を行うとされた地元・金沢区からも多くの意見をいただきました。

こうした経過を踏まえ、国に対し、返還が可能とされた施設・区域に加え、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地、小柴貯油施設、一部を返還するとされていた上瀬谷通信施設の全部の返還を、住宅等建設については、緑を可能な限り残し、自然環境の保全に十分配慮するとともに、住宅建設戸数について見直しを図り、できうる限りの削減を行うことを、本市として新たな提案を行いました。

その結果、施設調整部会において、

(ア) 施設・区域の返還に関しては、上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区の全部、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地部分、小柴貯油施設の一部の返還の方向性について

(イ) 住宅及びその支援施設の建設に関しては、建設に伴う改変面積を抑制し、自然環境の保全に配慮するとともに、住宅建設戸数を 700 戸程度に縮減することについて
日米間の認識が一致した、という協議結果が国から本市に示されました。

この協議結果が市内米軍施設の面積の 71%もの大規模な返還になること、建設に伴う改変面積を半分に以下に抑制し、新規建設戸数の 4 分の 1 を削減することになることなどから、本市は国が市の新たな提案を重く受け止めたものと判断し、住宅等の建設と施設の返還について、国との具体的な協議に入ることを表明しました。

イ 平成 16 年の日米合意以降の施設返還

平成 17 年 10 月 18 日には、日米合同委員会において、一部返還とされていた小柴貯油施設の陸地部分全域約 52.6 ヘクタールの返還が合意されました。この結果、当時の市内米軍施設の総面積約 528 ヘクタールの約 79%にあたる、419 ヘクタールが返還対象となりました。

平成 17 年 12 月 14 日には、小柴貯油施設が返還され、昭和 57 年の横浜海浜住宅地区以来 23 年ぶりの大規模返還が実現しました。なお、制限水域の一部は、小柴水域と名称を改め、米軍に提供されています。

平成 21 年 5 月 25 日には、富岡倉庫地区が返還され、これにより同地区は全部返還が実現しました。

その後、平成 26 年 6 月 30 日に、深谷通信所の全部返還が、平成 27 年 6 月 30 日には、上瀬谷通信施設の全部返還が実現しました。

なお、平成 16 年の日米合意とは別に、平成 21 年 3 月 31 日及び令和 3 年 3 月 31 日には、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックの土地の一部等が返還されています。

その結果、平成 16 年の日米合意以前から比較すると、施設・区域数は 8 から 4 へ、面積は 528 ヘクタールから 150 ヘクタールへと、大きく米軍施設・区域の返還が進みました。

ウ 住宅等建設の取り止めと根岸住宅地区の返還に向けた共同使用

平成 30 年 11 月 14 日の日米協議において、神奈川県内の米軍施設・区域の整理等について、当初の合意から 10 年以上が経過し、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増し、米海軍の態勢及び能力に変化が生じていることから、平成 16 年の日米合意が見直されました。

その中で、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設については取り止め、根岸住宅地区については、土地所有者の方々に当該土地を早期に引き渡し、跡地が利用できるようにするための原状回復作業を速やかに実施するため、共同使用について協議を開始すること及び具体的な返還時期は原状回復作業の進捗に応じて協議されることが合意されました。

その後、令和元年 11 月 15 日には根岸住宅地区の共同使用について合意され、令和 3 年 7 月に、南関東防衛局が既設建物及び工作物の解体撤去を行う原状回復作業に着手し、現在その作業が進行中です。

エ 跡地利用の具体化（令和 5 年度まで）

平成 17 年 6 月、本市は、上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区、小柴貯油施設の跡地利用を検討するため、学識経験者や国等関係行政機関の職員を委員とする「横浜市返還施設跡地利用構想検討委員会」を設置し、同年 12 月に、検討委員会から「返還施設の跡地利用に関する提言」を受理し、この提言について寄せられた市民意見や民間土地所有者の意見を踏まえ、平成 18 年 6 月に提言の内容に沿った「米軍施設返還跡地利用指針」を策定しました。

平成 19 年 3 月には、「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」を策定し、その後、平成 23 年 3 月に計画の達成状況や社会情勢の変動等を踏まえ、行動計画の改定を行っています。

行動計画で掲げた内容を具体化するための取組として、旧小柴貯油施設については、平成 20 年 3 月に「小柴貯油施設跡地利用基本計画」をまとめました。また、国有地処分については、平成 24 年 9 月に国から要件付きで無償貸付の提案があり、その後、平成 25 年 2 月に国有財産関東地方審議会答申を経て、国が都市公園敷地として無償貸付の方針を決定しました。これを受け、平成 26 年 7 月に「(仮称) 小柴貯油施設跡地公園基本計画」を確定し、平成 29 年 8 月から公園整備を進め、令和 3 年 7 月 30 日に「小柴自然公園」として第 1 期エリアの約

1. 5ha を先行的に公開し、令和5年9月24日に第1期エリアを全面開園しました。

旧富岡倉庫地区については、平成23年7月に旧富岡倉庫地区跡地利用基本計画を策定するとともに、一部を平成26年に再整備が完了した衛生研究所の敷地として活用しています。

令和4年度、5年度には跡地利用基本計画の見直しも視野に、サウンディング型市場調査を実施しました。

根岸住宅地区については、まちづくりを推進するため、平成22年3月に民間土地所有者等による「米軍根岸住宅地区返還とまちづくりの会」が設立され、その後、平成24年3月には、「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」へ移行しました。「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」では、懇談会を定期的に開催し、平成29年5月に「まちづくり基本計画（協議会案）」を取りまとめました。これを踏まえ、令和3年3月に本市は「根岸住宅地区跡地利用基本計画」を策定し、事業化に向けた検討を進めています。

旧深谷通信所については、平成22年10月に設立された「泉区深谷通信所返還対策協議会」で、跡地利用の検討が進められ、平成25年3月、市に「跡地利用計画案」が示されました。また、同年同月に戸塚区においても区民意見が取りまとめられ、これらのご意見や知見を踏まえ、平成30年2月に「深谷通信所跡地利用基本計画」を策定し、都市計画決定に向けて、環境影響評価手続きと各施設の基本計画策定の手続きを進めています。環境影響評価手続きにおいては、方法市長意見書を受けて、生物調査等の追加調査を実施し、調査結果を踏まえた施設配置計画を作成しました。また、通路や広場、野球場等の暫定利用の取組を進めるとともに、一部通路の舗装や管理柵の修繕による安全性と利便性の向上を図っています。

旧上瀬谷通信施設については、平成27年6月に返還され、平成29年11月に地権者が設立した旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会とともに検討を進めてきました。市民意見募集や説明会等を実施し、市民の皆さまのご意見も踏まえた上で、令和2年3月に、まちづくりの方針や土地利用の考え方をとりまとめた「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を策定しました。旧上瀬谷通信施設地区は、「農業振興地区」、「観光・賑わい地区」、「物流地区」、「防災・公園地区」の4つの地区に分けて土地利用を進めています。令和4年4月には、旧上瀬谷通信施設地区の土地地区画整理事業について対象となる区域を都市計画決定し、同年10月の事業計画決定後、令和5年1月に米軍施設の撤去工事を開始し、事業に着手しました。GREEN×EXPO 2027 の開催や、その後の新たなまちづくりに向けて必要な基盤整備等を進めています。

(3) 令和6年度の主な取組

ア 市内米軍施設の返還要請活動

市内米軍施設・区域の早期全面返還及び跡地利用への支援等について、市長が各省に要請を行いました。

イ 跡地利用の推進

根岸住宅地区については、令和3年3月に策定した「根岸住宅地区跡地利用基本計画」を踏まえ、市施行による土地地区画整理事業の実施を前提に、土地利用計画（素案）の策定に向けた検討を行うとともに、地権者の合意形成支援を行いました。また、環境影響評価に係る

現地調査及び現況測量を実施しました。

旧深谷通信所については、平成30年2月に策定した「深谷通信所跡地利用基本計画」に基づき、令和7年2月に都市計画手続きに向けた、事業概要に関する説明会を実施しました。

旧富岡倉庫地区については、令和4年度、5年度に実施したサウンディング型市場調査の結果を踏まえ、跡地利用の具体化に向けた検討を進めました。

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地については、この地域の広域避難場所に指定されていますが、現状、フェンスで囲われ、入口が施錠されているため、発災時に速やかな利用ができない状況です。そのため、地元要望を踏まえ、発災時の速やかな利用に向けて防災訓練を実施しました。

旧小柴貯油施設については、令和6年度は小柴自然公園の第2期・第3期エリアの整備に向けて基本設計の見直しを行いました。

旧上瀬谷通信施設地区については、将来の土地利用を見据えながら、道路、上下水道や調整池などの基盤整備を進めました。

(4) 根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する市民への対応

根岸住宅地区に囲まれた土地に居住されている横浜市民の方々の生活環境が維持されるよう所管省である防衛省に継続して要請を行っています。特に、令和2年6月から防衛省により原状回復作業が行われていることから、居住されている方々に対して十分な説明を行うとともに、返還・引渡し後も含めた生活環境の維持について国が主体的に取り組み解決していくよう求めています。

2 米軍施設返還のあゆみ

年	主 な 出 来 事	主な米軍施設返還の動向
S20	終戦	連合国軍横浜進駐
21	日本国憲法公布	
22	日本国憲法施行	上瀬谷基地（S26 に再接収）
25	朝鮮戦争勃発 横浜国際港都建設法公布・施行	中区尾上町、馬車道一帯
26	横浜市復興建設会議結成 平和条約・旧安保条約調印	
27	横浜市会復興促進実行委員会設置	大さん橋、横浜港内海面、ホテル・ニューグランド 横浜兵器廠（一部）、ルー・ゲーリック球場〈現・横浜スタジアム〉 在日兵站司令部〈現・横浜税関〉
28	朝鮮戦争休戦協定調印	
29	自衛隊が発足	
31	日本が国連に加盟	新港埠頭（一部）
32	岸・アイゼンハワー会談 （在日米陸上戦闘部隊の削減方針決定）	
33		横浜兵器廠（一部）
35	新安保条約・地位協定調印	山下公園住宅地区
36	横浜市会接收解除促進実行委員会設置	田奈弾薬庫〈現・こどもの国〉、中山通信所
39	神奈川県基地関係市町連絡協議会発足	
42		大船倉庫地区〈現・JR本郷台駅前〉
43	「米軍施設・区域調整計画」日米合意	
44		根岸競馬場地区〈現・根岸森林公園〉 横浜兵員クラブ〈現・県民ホール〉
46		富岡倉庫地区（一部）〈現・富岡総合公園〉
47	沖縄返還 池子（横浜市分）接收地返還促進金沢区民協議会結成 米軍空母艦載機厚木基地使用開始	山手住宅地区、鶴見野積場、岸根兵舎地区〈現・岸根公園〉 横浜ランドリー〈現・中央卸売市場の一部〉、横浜貯油施設〈現・サッカー場〉
49		瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック内モータープール〈現・神奈川水再生センター〉
50	ベトナム戦争終結	
52	緑区荏田町に米軍機墜落	横浜ベーカリー
53		横浜チャペル・センター〈現・横浜公園の一部〉
54	鶴見貯油施設火災事故	
56	小柴貯油施設爆発事故	
57		横浜海浜住宅地区〈現・新本牧住宅地〉、新山下住宅地区 根岸住宅地区（一部）〈現・根岸森林公園の一部〉
60	横浜市会接收解除促進実行委員会廃止	
	横浜市会接收解除促進特別委員会設置	
63	厚木基地騒音対策協議会発足	
H 5	硫黄島代替施設全面提供	横浜冷蔵倉庫〈現・みなとみらい21臨港幹線道路の一部〉
6		
8	日米安保共同宣言 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告	神奈川ミルク・プラント〈現・浦島公園の一部〉
12		
13	米国同時多発テロ発生	
16	横浜市会基地返還促進特別委員会に改称 「神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等」に関する施設調整部会勧告が日米合同委員会で承認	
17	横浜市会基地対策特別委員会に改称	小柴貯油施設〈現・小柴自然公園〉
18	在日米軍再編最終報告 米軍施設返還跡地利用指針策定	
19	横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画策定	瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック（一部）〈臨港道路等〉、富岡倉庫地区
21		
23	横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画改定	
26		深谷通信所
27		上瀬谷通信施設
30	「神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等」に関するH16の日米合意の見直し	
R 3		瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック（一部）〈土地及び工作物等〉